

1 総論

1.1 はじめに

本市は、平成 17（2005）年の広域合併を経て、平成 19（2007）年4月に本州日本海側初の政令指定都市として歩み始めました。これに併せて、これまで地域によって異なっていたごみの出し方の統一を図るため、6月には「一般廃棄物処理基本計画」の改定を行い、ごみの有料化や 10 種 13 分別を柱とする「新ごみ減量制度」を開始（巻広域は平成 30（2018）年4月から）しました。

この新しい制度のもと、市民・事業者・市が一体となつてごみの減量と資源化について熱心に取り組んだ結果、家庭系ごみ量が約3割削減されるとともに、リサイクル率が大幅に向上するといった成果をあげました。

平成 24（2012）年2月に改訂した「一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）では、「市民・事業者・市の協働のもと、ともにつくる環境先進都市」を基本理念に掲げ、情報紙やごみ分別アプリによるごみの分別や出し方をはじめ、ごみ減量やリサイクルに関する情報を積極的に発信したほか、マイボトルやリユース食器の普及促進、ライフスタイルに応じた家庭系生ごみの削減とリサイクルなど、さらなる3Rの推進を図ってきました。

事業系ごみは、平成 27（2015）年4月から「新・事業系廃棄物処理ガイドライン」を本格実施しました。3Rの考え方に基づき、事業活動に伴う廃棄物の適正な分別方法について周知を行い、ごみ量が削減されました。

こうした取り組みにより、人口 50 万人以上の都市におけるリサイクル率において第2位を維持する成果をあげましたが、一方でごみ量は横ばいの状況で推移しています。

前計画が令和元（2019）年度末に計画期間を終えることから、平成 31（2019）年3月19日に新潟市清掃審議会に「新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等」について諮問し、その後の審議を経て、令和元（2019）年9月に今後のごみ処理等の方向性について答申を受けました。

この答申を踏まえ、さらなるごみ減量と循環型社会・低炭素社会の実現に向けて、超高齢社会などの社会的な動向はもとより、食品ロス削減やプラスチックの排出抑制、「SDGs（エスディーゼーズ）：持続可能な開発のための2030アジェンダ」といった国際的な潮流も考慮し、次期「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

なお、本計画は、ごみ処理の基本計画を定めたごみ処理編と生活排水処理の基本計画を定めた生活排水処理編で構成しました。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定及び「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第3条第1項の規定に基づき策定するものです。

また、関係法令や各種制度等の内容を踏まえるとともに、本市の上位計画と整合を図り、今後の廃棄物行政における総合的な指針として位置づけるものです。

なお、具体的事項については、毎年度策定する実施計画において定めるものとします。

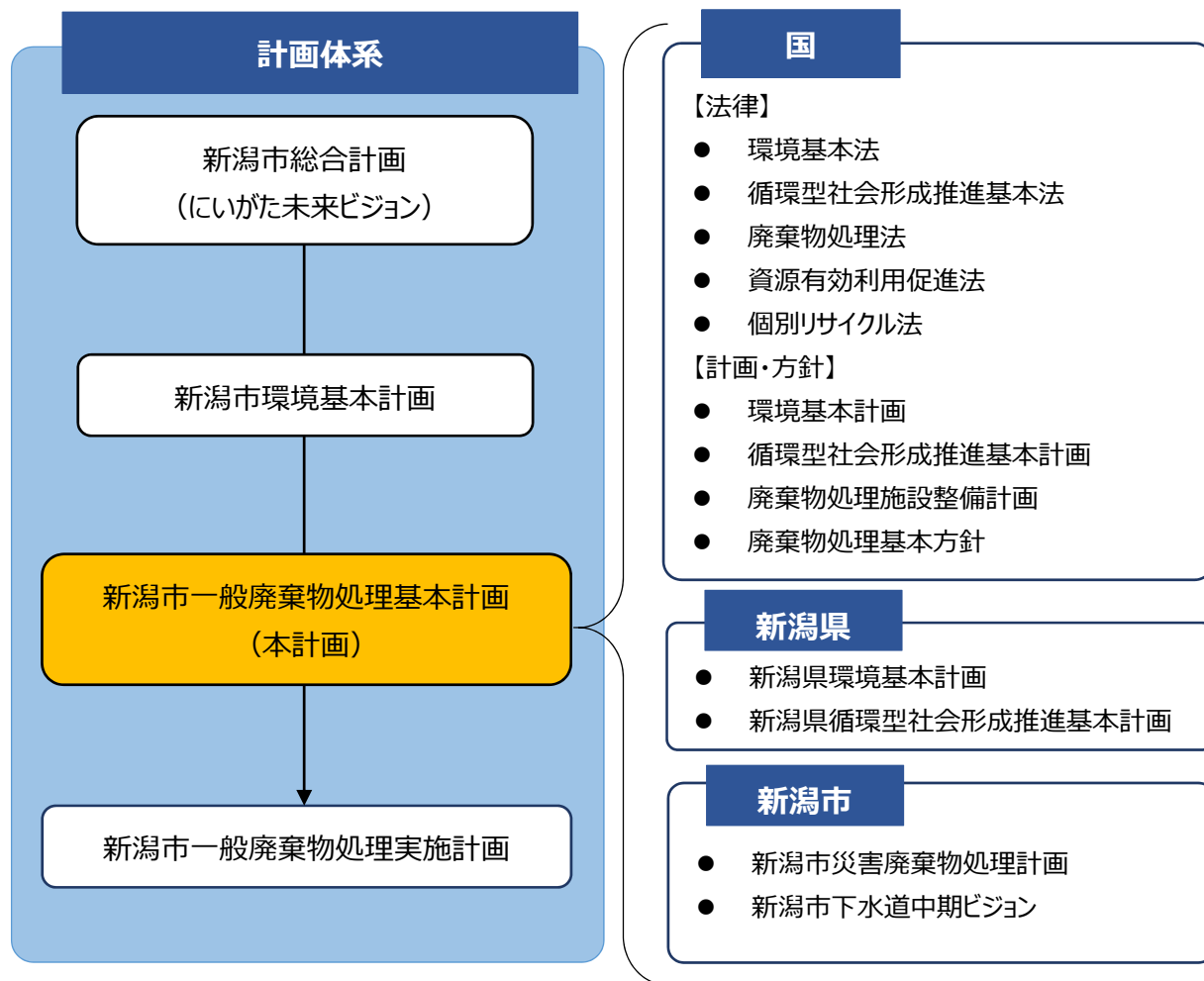


図 1 法体系図

1.3 計画の概要

本計画は、現状・課題を踏まえ、ごみ及び生活排水の適正な処理を進めるために必要な基本的な事項を定めています。

策定にあたり、新潟市清掃審議会の答申を受け、パブリックコメントを行いました。

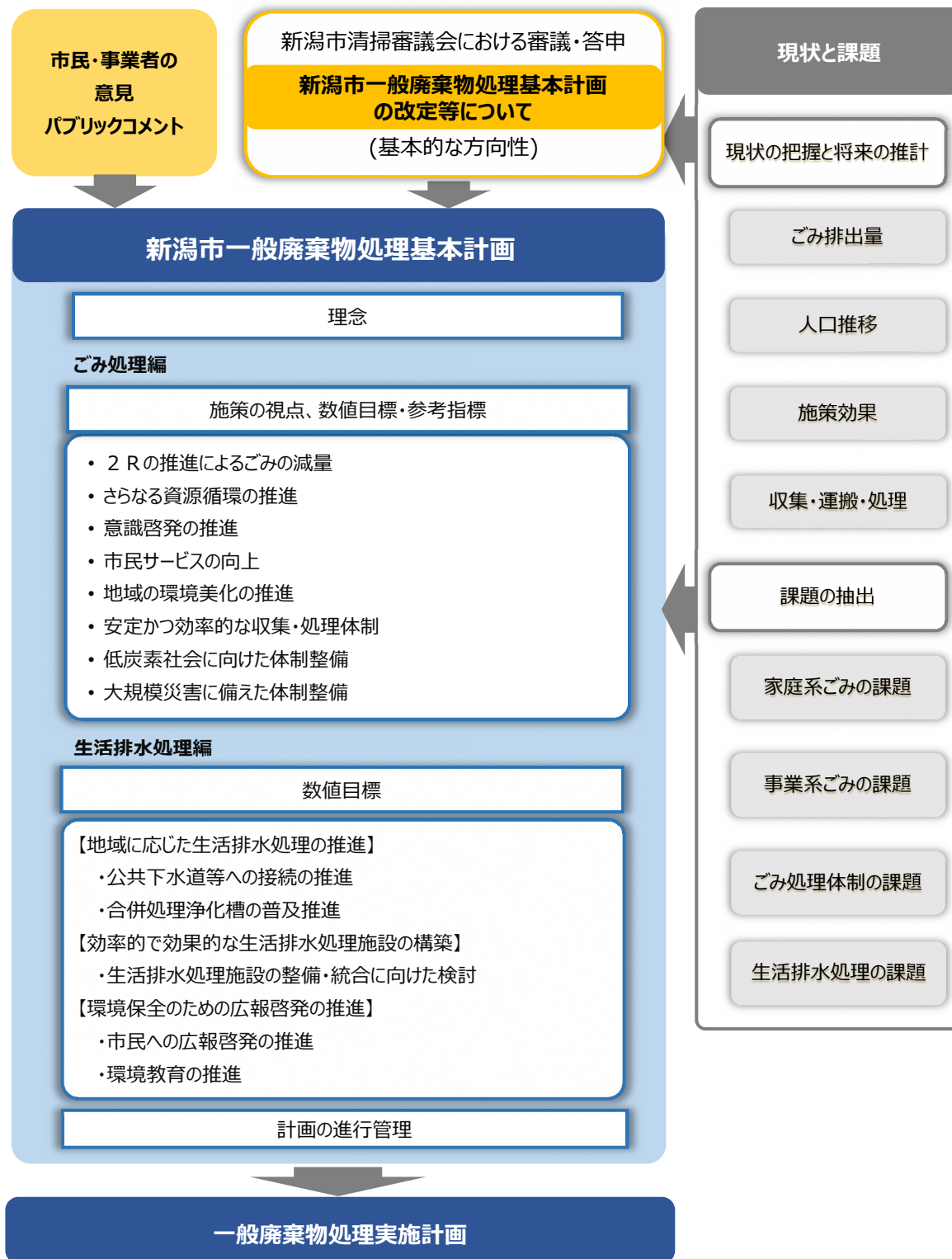


図 2 計画の概要

1.4 計画期間

計画期間は、令和 2（2020）年度から令和 11（2029）年度までの 10 年とします。
 なお、令和 6（2024）年度を中間目標年度とし、施策の点検や現状・課題の整理を行い、必要に応じて見直しを行います。
 また、関係法令の改正や上位計画の変更等、本計画の前提条件に変更が生じた場合に適宜見直しを行います。

表 1 計画期間

年度	平成	令和										
	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
項目	前計画		計画期間 (10年)									
	計画改定に向けた 清掃審議会における審議		中間目標年度 【計画の見直し】 ・施策の点検 ・現状課題の整理 ・新たな目標検討 最終目標年度									
		計画改定										

1.5 計画の推進体制

本計画の各施策は、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識し、協働して推進していきます。

市民の役割

排出者としての責任

- 一人ひとりがごみ排出者としての自覚・責任を持ち、ごみをなるべく出さないライフスタイルに見直します。分別の徹底など、ごみ減量・適正処理に向けた取り組みに協力します。
- 地域の集団資源回収など、リサイクルに取り組むほか、一斉清掃等の美化活動に積極的に参加します。
- 地域の状況に応じ、公共下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置を行います。

積極的な活動

- 地域コミュニティに根差した3R活動を展開します。

事業者の役割

排出者としての責任

- ごみ排出者として最終処分まで責任を持つとともに、ごみをなるべく出さない事業活動を計画的に推進します。
- ごみ減量・適正処理に向けた取り組みに協力します。
- 地域の状況に応じ、公共下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置を行います。

生産者としての責任

- 生産・流通・販売等の段階で、商品やサービスがごみを発生させないような工夫をします。
- 環境に配慮した企業理念を掲げ、可能な範囲で地域貢献に取り組みます。

市の役割

ごみを出さないための仕組みづくり

- 市民・事業者が、ごみ減量や資源化に取り組みやすい仕組みを構築します。

安心して効率的な処理体制の構築

- 環境負荷の低減を念頭に、安心して効率的な収集運搬、処理・処分体制を構築します。
- 地震等の大規模な災害に迅速に対応するための体制整備を進めます。
- 効率的で効果的な生活排水処理を推進します。

つなぎ手としての役割

- 市民・事業者をつなぐ役割を担います。

排出者としての責任

- ごみ排出者として、ごみをなるべく出さない活動を率先して推進します。
(地球温暖化対策実行計画(市役所率先版))

1.6 計画の進行管理

「PDCA サイクル」により計画を管理し、毎年度の進行管理とともに、令和 6（2024）年度を中間目標年度と定め、施策の点検や現状・課題の整理を行い、必要に応じて見直しを行います。

また、進捗状況や評価結果については、新潟市清掃審議会へ報告するとともに、市民・事業者に公表します。

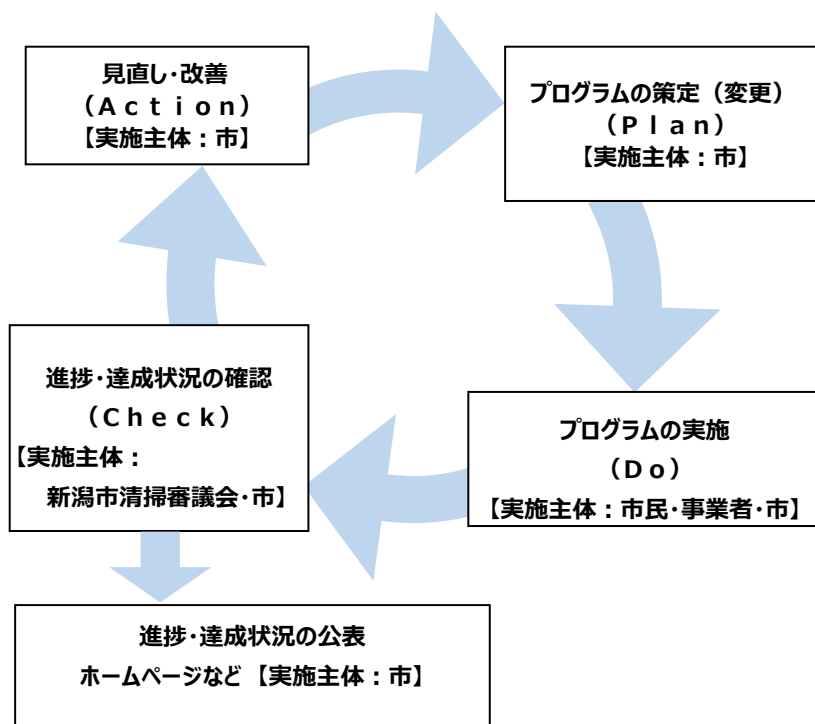


図 3 進行管理の流れ